

○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）※平成十九年法律第八号による改正したもの。	1
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○	内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）（抄）	2
○	内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）（抄）	2
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	2
○	内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）（抄）	3
○	宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	3
○	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	4
○	国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）（抄）	4
○	特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）	4
○	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	5
○	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）（抄）	5
○	公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）（抄）	6
○	宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）（抄）	6
○	公害等調整委員会事務局組織令（昭和四十七年政令第二百三十六号）（抄）	7
○	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（抄）	7
○	内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）	8
○	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	8
○	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）	9
○	外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）	10
○	財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）	10
○	文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）	11
○	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）	12
○	農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）	13

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）※平成十九年法律第八号による改正を反映したもの。
（定義）

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜四 （略）

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（地方支分部局）

第九条 第三条の国の行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、

地方支分部局を置くことができる。

(事務次官及び庁の次長等)

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

2 3 4 (略)

(内部部局の職)

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 3 5 (略)

○ 内閣官房組織令(昭和三十二年政令第二百十九号)(抄)

(内閣衛星情報センター)

第四条の二 内閣情報調査室に、内閣衛星情報センターを置く。

2 (略)

3 内閣衛星情報センターに、所長一人を置く。

4 (略)

○ 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)(抄)

(職員)

第五条 (略)

2 3 4 (略)

5 部の長は部長とし、参事官をもつて充てる。

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(所掌事務)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

(内部部局等)

第十七条 本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3・4 (略)

5 第一項の局、第二項の部並びに前項の課及びこれに準ずる室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置く。

6 (略)

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

○ 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）（抄）

(長官総務室の内部組織)

第六条 長官総務室に総務主幹一人を置き、内閣法制局事務官をもつて充てる。

2 (略)

○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条 (略)

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（官房長、局長及び部長）

第二十条 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

2 (略)

3 各部に、部長を置く。

4 (略)

（課の設置等）

第二十六条 (略)

2 警察庁の課に、課長（室にあつては、室長）を置く。

3 (略)

○ 国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）（抄）

（次長）

第一条 国税不服審判所に、次長一人を置き、国税審判官をもつてこれに充てる。

2 (略)

○ 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）（抄）

（審査官による審査）

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

2 (略)

(審判の合議制)

第三百三十六条 審判は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2・3 (略)

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件）

第七十二条 (略)

2・4 (略)

5 第一項の規定は、国土交通大臣の指定する範囲内の機長で、第二百二条第一項の本邦航空運送事業者で国土交通大臣が申請により指定したもの（以下「指定本邦航空運送事業者」という。）の当該事業の用に供する航空機に乗り組むものが、第一項の知識及び能力を有することについて当該指定本邦航空運送事業者による認定を受けたときは、適用しない。

6・8 (略)

9 指定本邦航空運送事業者は、第五項の認定及び第六項の審査を行うときは、国土交通大臣が当該指定本邦航空運送事業者の申請により指名した国土交通省令で定める要件を備える者に実施させなければならない。

10・11 (略)

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
（国家公務員の職階制に関する法律の廃止）

第二条 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）は、廃止する。

○ 公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）（抄）

（官房の所掌事務）

第二条 官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 十二 （略）

十三 委員長、委員及び事務総局の職員（以下「職員」と総称する。）の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十四 一 二十六 （略）

（人事課の所掌事務）

第九条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 一 六 （略）

○ 宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）（抄）

(長官官房の事務)

第七条 長官官房においては、宮内庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

三 十三 (略)

(秘書課)

第十一条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

一 八 (略)

九 職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

十 十四 (略)

○ 公害等調整委員会事務局組織令(昭和四十七年政令第二百三十六号)(抄)

(総務課の所掌事務)

第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)

九 職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

十 二十三 (略)

○ 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)(抄)

(総務企画局の所掌事務)

第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 金融庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

三〇四十五 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 金融庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

三〇二十三 (略)

○ 内閣府本府組織令 (平成十二年政令第二百四十五号) (抄)

(大臣官房の所掌事務)

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 内閣府の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

八〇四十二 (略)

(人事課の所掌事務)

第十三条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣府の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

二〇七 (略)

○ 総務省組織令 (平成十二年政令第二百四十六号) (抄)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 総務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

三〇二十八 (略)

(秘書課の所掌事務)

第二十一条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 総務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三〇七 (略)

(総務課の所掌事務)

第四十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 消防庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三〇二五 (略)

○ 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十 (略)

十一 法務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二〇四三三 (略)

2 (略)

(人事課の所掌事務)

第十五条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 法務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事（厚生管理官の所掌に属するものを除く。）並びに教養及

び訓練に関すること。

三〇六 (略)

(総務部の所掌事務)

第七十八条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

十二 公安調査庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二十三 (略)

○ 外務省組織令 (平成十二年政令第二百四十九号) (抄)

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 外務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十〇三五 (略)

2 (略)

(人事課の所掌事務)

第二十条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二〇七 (略)

○ 財務省組織令 (平成十二年政令第二百五十号) (抄)

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 財務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四 四十五 (略)

(秘書課の所掌事務)

第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 財務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四・五 (略)

(長官官房の所掌事務)

第八十九条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 国税庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十一 三十 (略)

○ 文部科学省組織令 (平成十二年政令第二百五十一号) (抄)

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 四十二 (略)

2 (略)

(人事課の所掌事務)

第十七条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二〇六 (略)

(長官官房の所掌事務)

第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二〇二十三 (略)

(政策課の所掌事務)

第一百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二〇二十六 (略)

○ 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)(抄)

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 厚生労働省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三〇二十一 (略)

(人事課の所掌事務)

第二十一条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三〇五 (略)

(国立病院課の所掌事務)

第三十九条の二 国立病院課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 十三 (略)

(総務部の所掌事務)

第一百五十九条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 社会保険庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 十六 (略)

(総務課の所掌事務)

第一百六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 委員会の事務局の職員の職階、給与、服務その他の人事(任免及び懲戒を除く。)並びに教養及び訓練に関すること。

三 二十一 (略)

○ 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)(抄)

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 農林水産省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

八 三十 (略)

二 四 (略)

(秘書課の所掌事務)

第十六条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること(災害補償に関するものを除く)。

四〇六 (略)

(林政部の所掌事務)

第九十七条 林政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 林野庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること(災害補償に関するものを除く)。

七〇二十三 (略)

(林政課の所掌事務)

第一百一条 林政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 林野庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること(災害補償に関するものを除く)。

七〇十六 (略)

(漁政部の所掌事務)

第二百二十三条 漁政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 水産庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

七〇二十七 (略)

(漁政課の所掌事務)

第三百十条 漁政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 水産庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

七〇十六 (略)

○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 経済産業省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 三十三 （略）

（秘書課の所掌事務）

第十五条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 三十五 （略）

（長官官房の所掌事務）

第一百六条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 資源エネルギー庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 三十六 （略）

（総合政策課の所掌事務）

第一百一十一条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 資源エネルギー庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 三十三 （略）

（総務部の所掌事務）

第三百三十六条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 特許庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 二十四 (略)

(長官官房の所掌事務)

第四百四十八条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 中小企業庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 十六 (略)

○ 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土交通省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 二十六 (略)

2 (略)

(人事課の所掌事務)

第二十四条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土交通省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること(福利厚生課の所掌に属するものを除く)。

三・四 (略)

(総務課の所掌事務)

第二百二十四条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 観光庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

三 〃二十四 (略)

(総務部の所掌事務)

第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〃七 (略)

八 気象庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

九 〃二十五 (略)

(総務課の所掌事務)

第二百四十三条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 委員会の事務局の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事

三 〃十六 (略)

(総務部の所掌事務)

第二百四十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〃三 (略)

四 海上保安庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

五 〃二十二 (略)

○ 環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)(抄)
(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 環境省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

三 三十一 (略)

(秘書課の所掌事務)

第十二条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事

三 三十一 (略)

○ 人事記録の記載事項等に関する政令(昭和四十一年政令第十一号)(抄)

(記載事項等)

第二条 人事記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 試験及び資格に関する事項

四・五 (略)

2 (略)